

4 申告書の記入方法が分からぬ場合

記入方法が分からぬ場合は、資産税課償却資産係までお問い合わせください。0166-25-5904（直通）
また、直接来庁される場合は次の書類をお持ちいただければ、記入方法を説明することができます。

※お持ちいただく書類等

- ① 固定資産台帳の写し
- ② 減価償却明細書など、税務署に提出する確定申告書類の控え一式
- ③ その他保有する資産内容の明細がわかる書類
- ④ 旭川市から送付した償却資産申告書一式